

## 第4章 実現に向けて

## 第4章 実現に向けて

### 1 計画実現に向けての基本方針

厳しい財政状況の中で、都市計画マスタープランを実現するためには、これまで整備されてきた公共施設や都市基盤などのストックを維持・活用しつつ、限られた財源と人材を最大限に活用し、効果的に事業に投資していくことが重要です。

そのため、整備の必要性や緊急性、合意形成、事業化の熟度、事業効果など、あらゆる角度から検討し、国・県等の補助制度の活用など、多様な方策による財源の確保を図りながら、長期的な行財政運営の視点に立った戦略的かつ計画的なまちづくりを行政、市民、事業者の協働で推進します。

#### (1) 個別都市計画の推進

##### 1) 計画的な事業の実施

- 都市計画マスタープランに沿った長期的な視点に立って、緊急性や事業効果などを考慮して効果的・効率的なまちづくりを推進します。
- 個別事業の策定や様々な事業展開において、国、県、周辺自治体などと連携・協力しながら、効果的、かつ計画的に進めます。

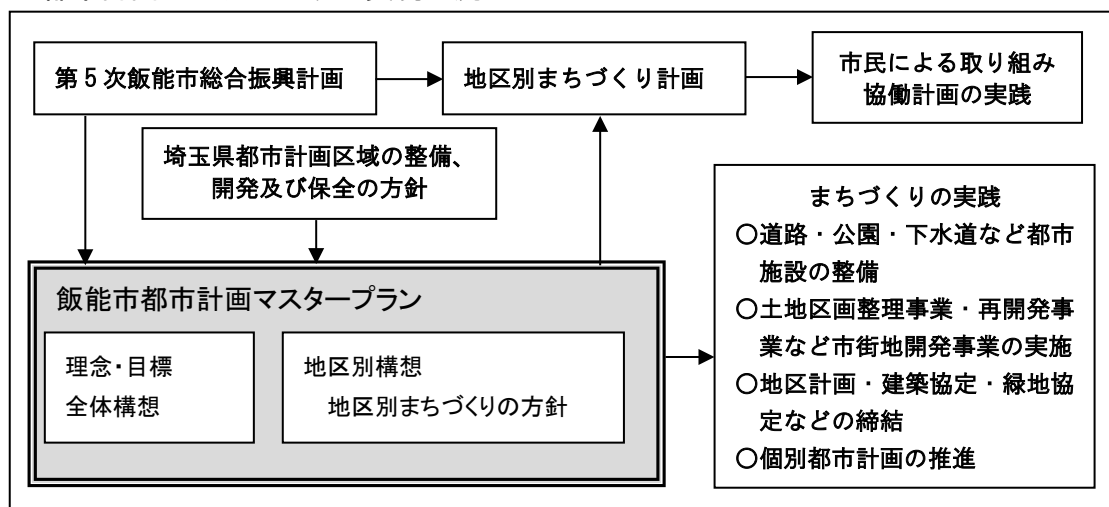
##### 2) 都市計画決定・変更への反映

- 用途地域の見直しや都市施設、市街地開発事業などの都市計画法に基づく決定・変更は、飯能市都市計画マスタープランに沿って、地域の実情や社会情勢を考慮しながら適切な時期に行います。

(2) まちづくり関連計画との整合

- まちづくりに関連する、景観計画や立地適正化計画、交通関連計画やインフラ施設の維持管理計画等を策定または見直す際は、飯能市都市計画マスタープランや第5次飯能市総合振興計画との連携を十分に図りながら推進します。
- それぞれの地区の特色を生かした市民主体のまちづくり活動を進めるための行動指針である「地区別まちづくり計画」は、飯能市都市計画マスタープランとの連携を強く図ります。

■都市計画マスタープラン実現の流れ



## 2 協働のまちづくりの推進

協働のまちづくりを推進するためには、住民のまちづくりへの関心や参加意欲をより高めていくとともに、活動の輪を広げていくことが重要です。

そのため、まちづくりの積極的な推進、参加型まちづくりを促す支援策や仕組みの充実、行政の推進体制の充実を図り、住民が積極的に参加できるような環境づくりを進めます。

### (1) 行政・市民・事業者の役割

#### 1) 行政の役割

- 都市計画マスタープランに沿って、土地利用を規制・誘導する地域地区や都市計画道路などの都市施設の都市計画決定を行い、個別事業を推進します。
- 計画を推進するため、都市計画マスタープランの周知とともに、まちづくりに関する情報の提供や、市民の意識向上のためのPRを積極的に推進します。
- 社会情勢の変化を考慮しながら、必要に応じて都市計画マスタープランの見直しを行います。
- 人材の育成等の施策を積極的に進めるとともに、市民や市民団体のまちづくりに関する活動をバックアップする体制や、支援制度の整備に努めます。
- 庁内の推進体制を充実し、関連各課と横断的に連携し、情報共有や連絡体制、調整会議等の設置等、柔軟な体制の構築を図ります。

#### 2) 市民の役割

- まちづくりに対する理解を深め、まちに対する誇りと親しみを持てる住民主体のまちづくりを推進します。
- 地域ボランティアなどへの社会活動の参加を通して、市民自らがまちづくりへ参加したり、話し合いの場に積極的に取り組んでいくことが必要です。
- 市民団体は、まちづくりに関する活動の場を提供するとともに、活動の先頭に立ち、まちづくりをけん引して行くことが必要です。

### 3) 事業者の役割

- 事業活動を通じて、地域の産業・経済の発展に寄与しながら、地域住民との協力関係を図ります。
- 地域社会の一員として、まちづくりに関する活動に率先して参加することが重要です。
- 建築物の建て方のルールへの遵守や、周辺環境や景観面に配慮した施設計画等、積極的なまちづくり活動への取り組みが求められます。



## (2) 計画推進体制の充実

### 1) 庁内体制の充実

○まちづくりに関する総合的・体系的な施策展開を図るため、関連各課の情報の共有・相互調整、合意形成などを行う横断的な庁内体制の充実を図ります。

### 2) 市民・市民団体との連携

○幅広い市民の参加を得ながら、各種市民団体との連携を図り、まちづくり活動に対する支援を行い、効果的にまちづくりを促進します。

### 3) 関係機関との連携

○計画実現に向けて、まちづくりに関する密接な協議・調整を行い、国・県の関係機関や周辺自治体との連携を図ります。

### 4) 懇談会等の開催

○計画実現に向けて、住民の提案や意見を反映する場となる懇談会などを開催し、協働のまちづくりを進める場の充実を図ります。

○懇談会等において、社会情勢の変化に応じてまちづくりの進捗状況などの情報を提供し、市民参加によるまちづくりを推進します。

## (3) 市民参加によるまちづくりの推進

### 1) まちづくり意識の高揚・啓発

○市民によるまちづくり意識の啓発のため、広報やインターネットなどを活用し、誰にもわかりやすく興味を持てるよう、まちづくりに関する話題や情報の提供に努めます。

○小・中学校の学校教育や公的な生涯学習の場を通して、自然、歴史、文化など地域の特性となる資源の再認識や身近なまちづくりへの参加の仕方など、まちづくりを考える機会の提供を図ります。

○自治会などのまちづくりに係る各種市民団体の活動を通じて、市民活動のリード役や行政とのパイプ役などまちづくりのリーダーとなる人材の育成を図ります。

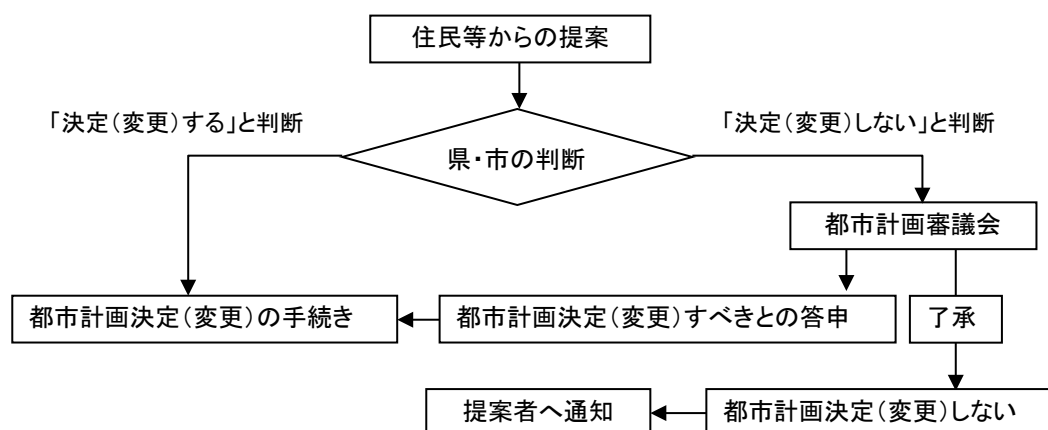
## 2) 個別事業での取り組み

○今後、空洞化が進むと予想される中心市街地では、市民、事業者による活性化の取り組みを支援し、官民一体となった市街地の再生を推進します。

## 3) 地区計画制度などの活用

○身近な地区の特性を出したまちづくりを進める地区計画制度や都市計画の提案制度、その他各種都市計画制度などの活用を図り、住民によるまちづくりを推進します。

### ■都市計画提案制度の流れ



### 3 都市計画マスタープランの適正な見直し

まちづくりは、長期的な見通しに立って取り組むため、その実現には時間を要するものがあります。そのため、都市計画マスタープランは本市を取り巻く広域的な社会情勢の変化、本市の経済、社会、土地利用動向の変化などに対応し計画の見直しを行います。

また、各種関連計画と連動して、PDCAサイクルに基づき必要に応じて計画の評価と見直しを行い、検証・評価の結果を踏まえ、都市計画マスタープランに反映します。

#### ◆PDCAサイクル

